

ちばけん

## 障害者社会参加推進センターだより

発行・編集 千葉県障害者社会参加推進センター

第20号

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県身体障害者福祉協会内  
 TEL 043-245-1571・FAX 043-245-1578 E-mail: bcg03245@nifty.com  
 ホームページ: <http://chibashinsyoukyou.style.cocacn.jp/>

令和元年6月28日に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布施行され、国や自治体が果たすべき責務が明記されています。今後、同法の理念が推進され、具体的に実現されていくことが期待されます。



## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

## 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて  
 文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

## 基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタール図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

## 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

## 基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
  - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
  - ・円滑な利用のための支援の充実
  - ・点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
  - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
  - ・関係者間の連携強化 など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
  - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
  - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
  - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
  - ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

- ③**特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (11 条)**
    - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
    - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法 37 条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
    - ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など
  - ⑦**情報通信技術の習得支援 (15 条)**
    - ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
  - ⑧**アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等 (16 条)**
  - ⑨**製作人材・図書館サービス人材の育成等 (17 条)**
- ※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化 (7 条)、地方公共団体は計画策定の努力義務 (8 条)  
 政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け (6 条)

協議の場等 (18 条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日



障害者の雇用の促進等に関する法律改正がされ、順次施行されて、国等の機関への適正実施勧告がされるなど着実に推進されています。今後、ますます障害者の活躍の場が増え、働く喜びと笑顔の輪が広がることを期待しましょう。

**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要**

**改正の趣旨**

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

**改正の概要**

**1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置**

- (1) 国及び地方公共団体に対する措置
  - ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
  - ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
  - ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)及び障害者職業生活相談員(各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任しなければならないこととする。
  - ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
  - ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。
- (2) 民間の事業主に対する措置
  - ① 短時間で就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者(特定短時間労働者)を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
  - ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主(常用労働者300人以下)を認定することとする。

**2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置**

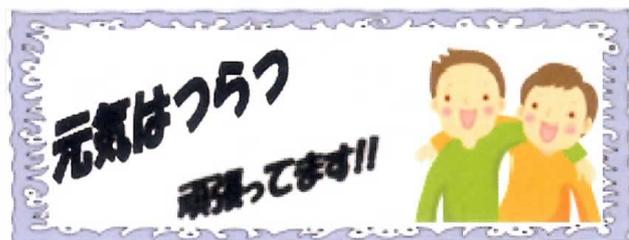
- (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

**施行期日**

平成32年4月1日(ただし、1. (1)①及び2. (1)については公布の日、1. (1)③④⑤並びに2. (2)及び(3)については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日)

## 公益社団法人

## 日本オストミー協会 千葉県支部の活動



オストミー協会は排泄機能障害者（オストメイト）の団体で、主に大腸がん、膀胱がん、潰瘍性大腸炎などが原因で肛門や膀胱を切除し排泄口を人工的に腹部に造設しています。

今千葉県に9,300人日本全国では21万人のオストメイトがいます。

排泄のコントロールができないというハンディキャップがありますが、最近ではストーマ装具が進歩しており、自分に合った装具を付けていれば排泄物が漏れたりすることは殆どありませんので、訓練すれば社会生活に適應できます。

しかし、自分に合った適切な装具を見つけそれに慣れるまでは、ただれ、かぶれ等の皮膚障害により、心身ともに苦痛にさいなまれているオストメイトも少なくありません。

私達は、県の委託を受けて県内54市町村の各地でオストメイトや家族、介護者のための講習会を毎年6回開催しています。



また、オストメイトの不安解消のため、オストメイト用トイレの設置要請、災害時の避難所にストーマ装具の公的備蓄やオストメイト対応の簡易トイレの備蓄を要請しております。

また、高齢でセルフケアの出来ないオストメイトのために、介護福祉士、ヘルパーがケアできるよう看護師さんなどの学会と共催で学会のカリキュラムにのっとり介護者向けの研修を実施し、受講者には修了証を授与しています。



オストメイトの周知を図るため、対外的な活動にも積極的に参加しており、がん患者の会の一員として最近では幕張若葉3丁目公園で行われたがん患者・家族を支援するイベント「スマイル・キャンサー・ウォーク・ちば2018」に参加しました。



## 社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会

千葉聴覚障害者センターでは、平成29年7月から「電話リレーサービス事業」を開始しました。聞こえる人にとって、電話は、24時間365日いつでも誰とでも自由に利用できる非常に便利な通信ツールです。

しかし耳が聞こえない人は、電話を利用することができないため、生活の上でも大きな制約があります。

障害者権利条約に情報アクセシビリティ権が明記され、障害者基本法改正により情報コミュニケーションを自由に享受できるという理念は示されましたが、しかし、電気通信事業法の制約により、未だに聞こえない人が、電話を利用できる環境にありません。

電気通信事業法施行規則14条に、電話は「音声伝送」に限るという規定があり、手話や文字による電話リレーサービスの法的位置付けがないからです。諸外国では、すでに公共インフラとして、電話リレーサービスは24時間365日利用できる環境整備が整っています。

そのような状況の中で、数年前、日本財団が電話リレーサービスモデルプロジェクトを立ち上げ、その後厚労省の予算も加わり、当センター（聴覚障害者情報提供施設）も上記事業を受託し3年が経過しました。

電話リレーサービスは、利用者が、自身のスマホやタブレット画面を通して、手話あるいは文字通信（チャット）のオペレーターを呼び出し、必要とするかけ先に架電し、リアルタイムに意志疎通を図る仕組みです。

当センターでは、手話オペレーター（手話通訳者）と文字オペレーター（要約筆記者）の二つの専用ブースを設置し、シフト制で、365日（平日は9時～21時 土日祝日は9時～18時）対応をしています。そのニーズは徐々に拡大し、利用実績は一日100件近くに上ります。

電話リレーを通して、リアルタイムでの意思疎通が実現できれば、聞こえない人たちの暮らしは飛躍的に広がります。

しかし、電話リレーサービス事業は現在、厚労省予算であることから、下記の課題があります。

- ①緊急通報（110 119 118）は対象外
- ②利用対象者は聞こえない人のみ（聞こえる人からの電話は不可）
- ③21時～深夜、早朝の時間帯の通信体制が整っていない

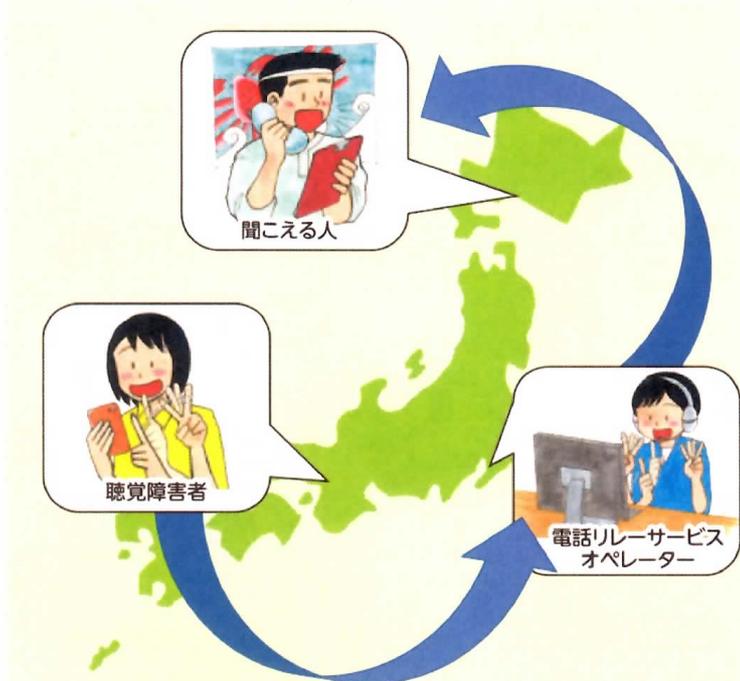
など、聞こえる人と同じように電話を利用できる体制は未だ整っていません。

本来電話リレーサービスは、24時間365日体制で、緊急通報も含めて誰でもが自由にアクセスできる公共インフラであるべきです。

そして、ようやく今年に入り、総務省が、電話リレーサービス事業体制整備に向けたワーキンググループを立ち上げ、議論を積み重ね、これからパブリックコメントに入る、という段階に来ました。

今秋から、法改正も視野に入れた詰めの協議に入るようですが、電話リレーサービスを、当事者の利便性を担保できる仕組みにするためには、聴覚障害当事者団体、聴覚障害者情報提供施設等関係団体からの申し入れや働きかけが重要なカギとなります。

当センターも真の公共インフラとしての電話リレーサービス事業実現を目指して、今後も努力を続けてまいります。



電話リレーサービスのイメージ図